障がいを理由とする差別の解消の推進に関する村山市職員対応要領

(目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規 定に基づき、村山市職員(非常勤職員、日々雇用職員、嘱託職員を含む。以下「職員」 という。)が事務又は事業の実施に当たり、障がいを理由とする差別を行わないよう 必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、 障がいを理由として、不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を 侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するもの とする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、 障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合 において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害する こととならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的 障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の 提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意す るものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、当該対応要領を業務上及び服務上の指針とし、職務を遂行するに当 たり、別紙に定める留意事項に留意した上で、障がい者に対し、不当な差別的取扱い 及び合理的配慮の不提供をしてはならない。

(所属長の青務)

- 第5条 所属長は、第2条及び第3条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別 の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がい理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障がい者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

- 第6条 職員が職務を遂行する中で行った障がい理由とする差別に関して、障がい者 及びその家族等から相談等があった際に的確に対応するため、人事担当課に相談窓 口を置く。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールなど、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段について、適切に配慮しなければならない。
- 3 相談窓口に寄せられた相談等は、障がい福祉担当課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係所属間で情報共有を図り、以降の相談等において活用することとする。

(研修・啓発)

- 第7条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・ 啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本 的な事項について理解させるものとする。また、所属長に対しては、障がいを理由と する差別の解消等に関し求められる役割について理解させるものとする。
- 3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために必要なマニュアル等の活用により、意識の啓発を図る。

附則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。